

犯罪被害者等見舞金支給事業について

○目的 犯罪被害に遭われた方やそのご遺族に対し、犯罪被害によって生じる経済的な負担を軽減できるよう、見舞金を支給します。

○事業概要

種別	遺族見舞金	重傷病見舞金
概要	犯罪行為により死亡した被害者の遺族に対し支給	犯罪行為により重傷病 ^{※1} を負った被害者に対し支給
金額	30万円	10万円
対象者	遺族（配偶者 ^{※2} 、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）	被害者本人
	犯罪行為が発生したときに県内に住所を有し、かつ、見舞金申請時に本市に住所を有する者	
対象の 犯罪行為	刑法等に規定する人の生命又は身体を害する罪に当たる行為、かつ、警察に被害が認知された犯罪行為であること ⇒主な想定行為：殺人、傷害、強制わいせつ、危険運転致死傷等の故意の犯罪行為 ※正当防衛や過失による行為等を除く ※原則、見舞金申請日の1年以内に発生した犯罪行為であること (やむを得ない理由が認められる場合、その理由がなくなった日から6か月以内に申請) ※令和3年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象	

※1 療養期間が1か月以上、かつ、

(身体的な負傷・疾病) 通算3日以上入院

(精神疾患) 通算3日以上労務に服することができない と医師に診断されたもの

※2 事実婚関係にあった者や本市パートナーシップ宣誓制度に基づきパートナーシップ宣誓を行った者を含む

○受付開始 令和3年9月1日から

【参考】犯罪被害者等への見舞金支給事業について

- ・県内では本市が初めての実施となります。
- ・全国では386市町村（令和3年4月1日現在）で実施されています。

お問い合わせ先

新潟市市民生活課安心・安全推進室 担当：大森、早川

電話：025-226-1113(直通)